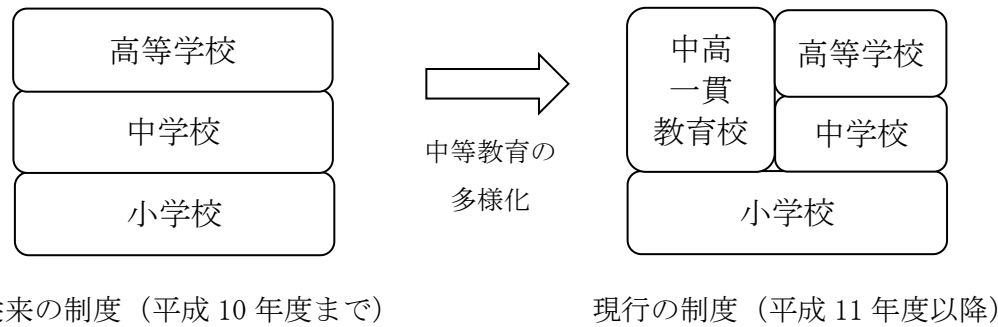


中高一貫教育制度について (文科省資料等より)

1 中高一貫教育制度

中高一貫教育は、生徒や保護者が、これまでの中学校・高等学校に加えて、6年間の中高一貫教育をも選択することができるようにすることにより、中等教育のより一層の多様化を推進するものとして、平成11年4月から制度化されている。

中高一貫教育校に、どのような学科を設けるか、さらには、どのような特色を持つ教育内容にするかは、学校の設置者である都道府県や市町村等が判断することになる。



2 中高一貫教育の特色

- ・安定した環境の中で、6年間の学校生活を送ることができる。
- ・6年間の計画的・継続的な教育指導を展開することができる。
- ・6年間にわたり生徒を把握することができ、個性の伸長や優れた才能を発見できる。
- ・学年の異なる生徒同士が共通の活動を通し、社会性や豊かな人間性を育成できる。

3 中高一貫教育の実施形態

(1) 中等教育学校

- ・1つの学校として、一体的に中高一貫教育を行うもの。
- ・前期課程は中学校の基準を、後期課程は高等学校の基準を準用。

(2) 併設型の中学校・高等学校

- ・高等学校入学者選抜を行わずに、同一の設置者による中学校と高等学校を接続するもの。

(3) 連携型の中学校・高等学校

- ・市町村立中学校と都道府県立高等学校など、異なる設置者間でも実施可能な形態で、中学校と高等学校が教育課程の編成や教員・生徒間交流等の連携を深めるもの。

4 入学者選抜

(1) 中学入試

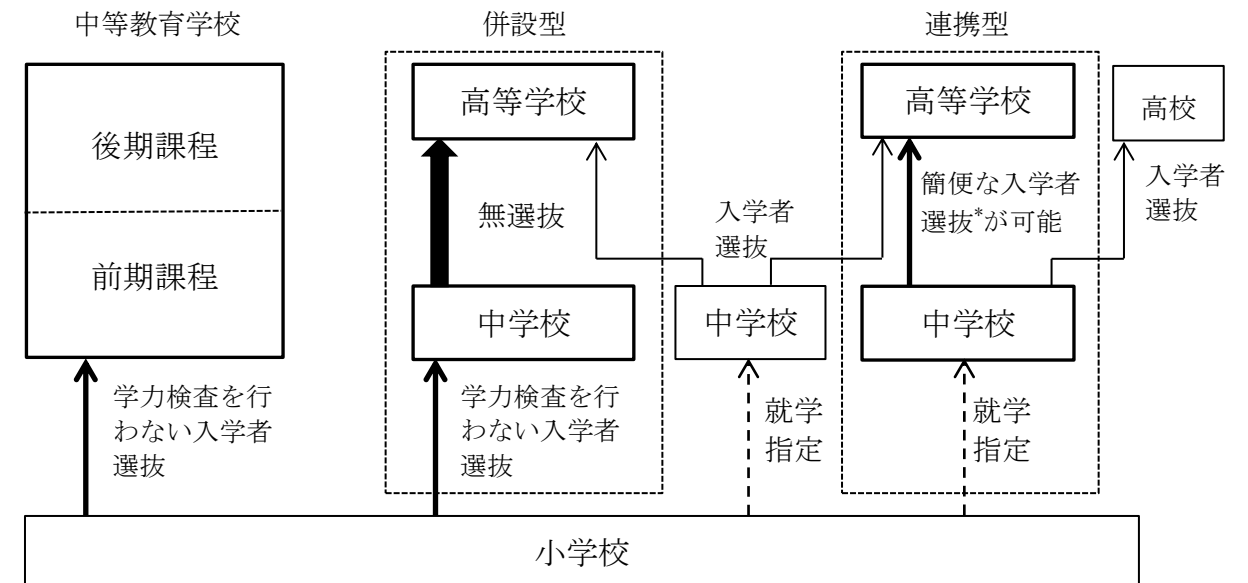
公立の中等教育学校や併設型中学校においては、設置者の定めるところにより校長が、入学者を許可し、この場合、学力検査は行わないこととしている。

(2) 高校入試

併設型中学校から併設型高等学校への進学に際しては、入学者選抜は行わない。他の中学校から併設型高等学校への入学は入学者選抜が行われる。

連携型については、連携型中学校から連携型高等学校への進学の場合、調査書及び学力検査の成績以外の資料により選抜できていることになっている。

[公立の場合]



*調査書及び学力検査の成績以外の資料による選抜